

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

奈良県人事委員会委員長 和 島 美 枝 子

奈良県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二項中「風水震火災その他の非常災害」を「地震、水害、火災その他の災害」に改め、同表中第三項を次のように改める。

<p>3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合</p>	<p>七日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p>
---	----------------------------------

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。